

## 第 16 回基準諮問会議の審議状況

2012年11月8日、財務会計基準機構（FASF）において第16回基準諮問会議（議長 野崎邦夫 住友化学㈱常務執行役員）を開催し、審議が行われました。それぞれの詳細な内容については、財務会計基準機構ホームページ（<https://www.asb.or.jp/>）にて「議事概要」、「議事要旨」（会員限定）等を公開していますので、ご覧ください。

### （審議事項）

#### （1）テーマ提言について

##### ① 新規テーマ（信託を利用した従業員への自社の株式の付与スキーム）の提言について

第15回基準諮問会議において基準諮問会議委員の手塚仙夫委員、森公高委員及び篠原真委員より、「自己株式を利用した株式給付信託」を新規テーマとすることについての提案が行われた。基準諮問会議における審議では、同日の諮問会議で新たに設定された企業会計基準委員会（ASBJ）へのテーマ提言フロー（「提言するテーマの選定方法について」（次頁参照））のプロセスに沿って検討を行うこととなった。これを受け、ASBJの実務対応専門委員会が2回開催され、テーマアップの評価が行われた。

第16回基準諮問会議では、都実務対応専門委員会委員長より、同専門委員会の検討の概要及び同専門委員会の評価の結論が説明され、その後、意見交換が行われた。その結果、基準諮問会議からASBJに新規テーマとして提言することとなった。

##### ② 新規テーマの提案について

基準諮問会議委員及び実務対応専門委員会委員より新規テーマが提案されたため、対応案の検討が行われた。

渡部財務会計基準機構企画室マネージャーより、新規テーマをASBJへ提言する際の考慮要因として考えられる項目の説明及び具体的な新規テーマへの事務局の対応案についての説明がなされた。その後、審議が行われ、事務局対応案に従って今後、実務対応専門委員会へのテーマアップの評価の依頼等を行うこととなった。

#### （2）企業会計基準委員会の最近の活動状況について

都ASBJ常勤委員より、ASBJの最近の活動状況についての報告及び審議中の個別プロジェクト（企業結合ステップ2）に関して説明がなされ、審議が行われた。

**基準諮問会議**  
**提言するテーマの選定方法について**

**1. 概要**

- 基準諮問会議の役割の一つに、企業会計基準委員会（ASBJ）で検討を行うテーマの提言がある。
- ここ数年、ASBJは、東京合意に基づくコンバージェンス作業に大半の時間を費やすこととなり、基準諮問会議（以下「諮問会議」）からの提言も少数にとどまる。
- また、諮問会議から提言されたテーマについて、諮問会議における検討が必ずしも十分になされないまま提言がなされているのではないかとの意見も諮問会議の委員から聞かれる。
- これらの状況に対応するために、今後、提言するテーマの選定方法について、以下のとおり、会計基準レベルと実務対応レベルで手順を定めてはどうか。
- なお、本資料は、諮問会議事務局と ASBJ が共同して作成している。

**2. 手順の提案**

**(1) 会計基準レベル**

- ✓ 新たな原則を定めたり既存の原則を改正するような会計基準レベルのテーマについては、市場関係者に与える影響が大きいと想定されるため、より慎重な対応が求められると考えられる。
- ✓ 従来は、諮問会議当日の議論のみで ASBJ に対する提言がなされていたが、慎重な検討を行うために、例えば、以下のようなプロセスとしてはどうか。
  - ① 諮問会議事務局は、諮問会議の1~2ヶ月前に、各諮問会議の委員に対して、新たなテーマの有無を確認する。また、随時、団体等からのテーマの提案を受け付ける。
  - ② 諮問会議事務局は、①の提案について、基準レベルのものと実務対応レベルのものに区分し、基準レベルの提案については③以後のステップへ、実務対応レベルの提案については②の「実務対応レベル」のステップへ進む。
  - ③ 諮問会議の委員の中でテーマ担当の委員を数名選任し、当該委員により、①で提案された基準レベルの提案の内容について事前検討会を実施する。
  - ④ 諮問会議では、①で提案した委員等からの内容についての説明、③の事前検討会の結果を報告後、審議を行う。審議の結果、コンセンサスが得られた場合は、ASBJ に提言する。得られなかった場合には、検討の取りやめ又は次回の諮問会議に繰越しを行う。
  - ⑤ ASBJ では、諮問会議から提言を受けた場合、テーマとして採り上げるかどうかを決定する。

**(2) 実務対応レベル**

- ✓ 実務対応レベルのものとしては、以下のような分野が想定される。
  - ▶ 既存の会計基準等の解釈

▶新しい取引や金融商品に対する当面の取扱い

これらの実務対応レベルの問題について、ASBJでは、ここ数年コンバージェンス作業を優先してきたため、必ずしも十分な対応が図られておらず、また、関係者からこれらの分野への対応の強化の要望が聞かれるところである。したがって、ASBJでは、現在休止中の実務対応専門委員会の再組成も含め方策を検討しているところである。

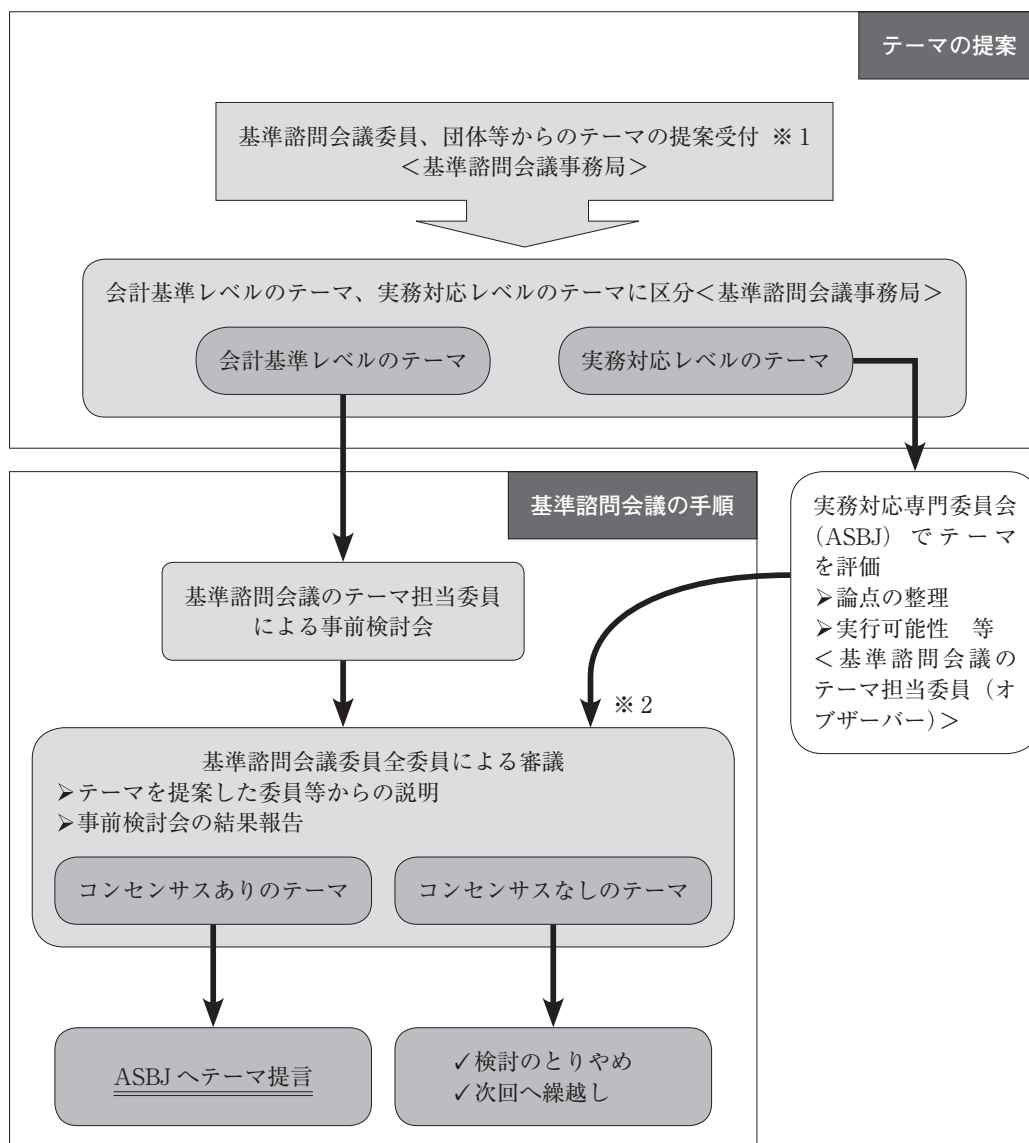
✓これらの実務対応レベルのテーマについては、適時な対応が必要とされるため、年3回の諮問会議ではタイムリーに対応できない可能性もあるが、基準レベルのテーマと同様に、テーマアップについては慎重な対応が求められると考えられ、諮問会議の関与が必要であると考えられる。

✓例えば、以下のようなプロセスとしてはどうか。

- ① ASBJが、実務対応専門委員会を再組成する（作成者、監査人、利用者で構成）。
- ② 実務対応専門委員会の専門委員から、諮問会議事務局にテーマアップの提案を行う。
- ③ (1)「会計基準レベル」の③に記載した諮問会議のテーマ担当の委員に、実務対応専門委員会のオブザーバーとしてご参加頂き、④のテーマアップの検討に加わって頂く。
- ④ 以下につき、実務対応専門委員会（原則、非公開）において、論点を整理のうえで、実行可能性等の観点から、テーマを評価する。
  1. 実務対応レベルのテーマとして諮問会議の委員から提案されたもの（「(1)会計基準レベル」の①②を参照）
  2. 上記②で実務対応専門委員会の委員から提案されたもの
  3. 随時、団体等から受け付けたテーマ提案
- ⑤ 実務対応専門委員会におけるテーマアップに関する検討を諮問会議に報告し、諮問会議においてテーマアップの是非について審議を行う。

なお、緊急性のある案件については、メールベースでの審議も可能とする。この場合、テーマアップすべきと判断されたものについては、議長又は議長が指名した諮問会議の委員からASBJにテーマアップを提案する。

<ASBJ へのテーマ提言フロー>



※1 テーマの提案があった都度、基準諮問会議委員へ報告する。実務対応レベルのテーマの提案は、実務対応専門委員会の専門委員からもなされることも想定される。

※2 緊急性のあるテーマについては、メールベースで基準諮問会議委員による検討が行われる場合もある。

(注) 上記の他、ASBJでは、緊急性の高い案件（例：税制改正対応等）等について、独自にテーマを選定することも可能となっている。